

人 1 第 2 3 2 号
1 2 . 1 . 1 8
改正 防人計第 3 5 4 号
1 9 . 1 . 9

長 官 官 房 長
各 幕 僚 長 殿
統合幕僚会議議長

人 事 教 育 局 長

自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号）
第76条に規定されている別に定める場合について（通知）

標記について、下記のとおりとされたので通知する。

- 1 離任者が辞任する場合において、荣誉礼を辞退した場合は実施しない。
- 2 離任者が免職された場合は実施しない。
- 3 離任者が自らの行為に起因して辞任する場合において、荣誉礼を実施する場合は、防衛大臣等当該離任者の職務上の上位者の承認を得るものとする。ただし、その行為が社会に与えた影響が大きい事案の場合は、当該離任者の職務上の上位者が荣誉礼の実施について承認するに当たっては、あらかじめ防衛大臣の指示を受けなければならない。